

役員・評議員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は 役員及び評議員の報酬等の支給に関し、必要な事項について定める。

(報酬)

第2条 社会福祉法人春秋会定款第 8 条に基づき勤務実態にそぐわない報酬は支給しない。

(旅費交通費)

第3条 旅費規程に基づく出張の場合は、旅費規程による支給とする。
役員及び評議員が理事会・評議員会に出席する時及び監事が監査のための交通費は次のとおりとする。
但し、施設勤務役員には支給しない。

支 給 一 覧 表	
役員・評議員住所	交通費金額
岩槻区内	3, 0 0 0 円
埼玉県内	5, 0 0 0 円
上記以外	7, 0 0 0 円

公共の交通機関を使用した場合で、上記一覧表の金額を著しく超える場合は、請求により実費を支給する。

(施行日)

第4条 この規程は、平成 13 年 3 月 24 日より実施する。
この規程は、平成 13 年 11 月 9 日より実施する。
この規程は、平成 23 年 3 月 27 日より実施する。
この規程は、平成 25 年 3 月 24 日より実施する。